

## 徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第203号

### 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書公開請求

令和2年10月13日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「1. 県が保有管理する〇〇地区（〇〇）に関する、保安林（松）の管理図及び、現状を確認した直近の写真等の伺い含む書類 2. 保安林（松）の伐採した申請から許可書の経緯が分かる書類全部、（直近）から過去5年分 県土（〇〇）、農林水産部〇〇、農林水産部（〇〇）、にぎわいづくり課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

令和2年10月27日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「保安林（松）を所管しておらず、文書が存在しないため」とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

令和2年11月2日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

#### 4 諮問

令和4年3月28日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため。

#### 2 審査請求の理由

あるべき書類（海岸・港湾管理者）として、管理者はあるべき境界線とか保安林とかの書類であり出せ。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分理由は、おおむね次のとおりである。

公文書公開請求書によると、審査請求人が公開を要求している文書は、「①〇〇地区において、県が管理する保安林の図面及び現況写真」及び「②保安林の伐採に係る申請書類及び許可書並びにその経緯が分かる書類」のうち県土整備部において保有するもの（以下「本件公文書」という。）である。

①については、〇〇地区における保安林を〇〇総合県民局県土整備部は所管していない。したがって、管理図面や現況写真は保管しておらず、開示する文書は存在しない。

②についても、①と同様の理由により、保安林の伐採に係る書類や文書は存在しない。

以上より、実施機関は、当該公文書公開請求書について、条例第12条第3項の規定により本件処分を行ったものである。

## 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内容
令和4年 3月28日	諮問
令和7年 5月29日 第2部会（第23回）	審議
同 年 6月24日 第2部会（第24回）	審議

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件事案の対象公文書について

実施機関は、「あるべき書類」が存在する旨主張している。

これに対して、実施機関は、本件公文書を保有していないと説明しているため、以下、本件公文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件公文書の保有の有無について

実施機関の弁明によると、本件公文書は保安林を所管していないため不存在であるとのことである。

徳島県行政組織規則（昭和42年徳島県規則第15号）を確認したところ、保安林に関する事務は、森林整備課（現森林土木・保全課）、東部農林水産局、総合県民局

の農林水産部が分掌しており、〇〇総合県民局県土整備部では事務を行っていないことが認められる。

また、審査請求人は「あるべき書類」の存在についても主張しているが、具体的な内容や根拠が示されておらず、「あるべき書類」の存在をうかがわせる事情は確認できなかった。

以上により、実施機関の説明に不合理な点はなく、実施機関が行った本件処分は妥当であると認められる。

### 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榊本 久実	税理士	